

1 議案名

徳島県教育委員会会議規則の一部を改正する規則について

2 提案理由

文部科学省通知によりオンライン会議システム等を活用した教育委員会会議の開催を可能とする見解が示されたことに鑑み、徳島県教育委員会会議において、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法により教育長、委員等の出席を可能とするため、所要の改正を行う必要がある。

教育政策課

## 徳島県教育委員会会議規則の一部改正について

教育政策課

### 1 改正の理由

合議体として、複数の構成員が相互に、自由、率直に意見を交換し合うことによって、適切に意思決定を行うことができる限り、オンライン会議システム等を活用した教育委員会会議の開催を可能とする文部科学省通知を踏まえ、徳島県教育委員会会議の運営をより安定的かつ効率的なものとするため、徳島県教育委員会会議においても映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンライン会議の方法」という。）により教育長、委員等の出席を可能とする必要があることから、所要の改正を行う必要がある。

### 2 改正の概要

- (1) 教育長及び委員は、災害その他の理由により会議開催の場所に参集することが困難である場合その他教育長が必要であると認める場合には、オンライン会議の方法により会議に出席することができることとする。（第5条の2第1項関係）
- (2) 教育長及び委員は、(1)による出席を希望するときは、あらかじめ、その事由を具して教育長に届け出なければならないこととする。（第5条の2第2項関係）
- (3) 関係職員（出席を求められた教育委員会事務局及び教育機関の職員等）についても、オンライン会議の方法により会議に出席することができることとする。（第10条関係）
- (4) オンライン会議の方法により会議に出席する教育長及び委員がいる場合における採決に関する規定を整備することとする。（第14条関係）
- (5) 会議録には、出席者のうちから教育長が指名する者が署名しなければならないこととする。（第19条関係）
- (6) 会議録には、オンライン会議の方法により会議に出席した教育長及び委員がいる場合は、当該出席の方法を記載しなければならないこととする。（第20条関係）

### 3 施行期日

公布の日

条 例 等 立 案 表

<p>題 名</p> <p>徳島県教育委員会会議規則の一部を改正する規則</p>	<p>課(室)名</p> <p>教育政策課</p>
	<p>担当者名</p> <p>稲生 真由美</p>
	<p>電話番号</p> <p>三 一 五 九</p>
<p>制定理由</p> <p>文部科学省通知によりオンライン会議システム等を活用した教育委員会会議の開催を可能とする見解が示されたことに鑑み、徳島県教育委員会会議において、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンライン会議の方法」という。）により教育長、委員等の出席を可能とするため、所要の改正を行う必要がある。</p>	
<p>あらまし</p> <p>一 教育長及び委員は、災害その他の理由により会議開催の場所に参集することが困難である場合その他教育長が必要であると認める場合には、オンライン会議の方法により会議に出席することができることとした。</p> <p>二 教育長及び委員は、一による出席を希望するときは、あらかじめ、その事由を具して教育長に届け出なければならないこととした。</p> <p>三 オンライン会議の方法により会議に出席する教育長及び委員がいる場合における採決及び会議録の記載事項に関する規定を整備することとした。</p> <p>四 その他所要の改正を行うこととした。</p> <p>五 この規則は、公布の日から施行することとした。</p>	
<p>予算上の措置</p>	<p>考 備</p>
<p>関係法規</p>	
<p>法令審査会 <input checked="" type="checkbox"/> 要 ・ 否</p>	

徳島県教育委員会規則第 号

徳島県教育委員会会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年 月 日

徳島県教育委員会教育長 榎 浩 一

徳島県教育委員会会議規則の一部を改正する規則

徳島県教育委員会会議規則（昭和三十二年徳島県教育委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第五条に見出しとして「（会議への出席）」を付し、同条第二項中「その事由を具して会議開会までに」を「会議開会までに、その事由を具して」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（オンライン会議の方法による会議への出席）

第五条の二 教育長及び委員は、災害その他の理由により第四条第一項の会議開催の場所に参集することが困難である場合その他教育長が必要であると認める場合には、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンライン会議の方法」という。）により会議に出席することができる。

2 教育長及び委員は、前項の規定によりオンライン会議の方法による出席を希望するときは、あらかじめ、その事由を具して教育長に届け出なければならない。

第十条中「出席」の次に「（オンライン会議の方法による出席を含む。）」を加える。

第十四条第一項に後段として次のように加える。

この場合において、第五条の二第一項の規定によりオンライン会議の方法により出席する教育長及び委員は、教育長が指定する議題及び議事を除き、採決に加わることができる。

第十五条第二項中「さきだつて」を「先立つて」に改め、同条第三項中「すべて」を「全て」に改める。

第十九条第二項中「出席者」を「出席者のうちから教育長が指名する者」に改める。

第二十条第二号中「出席者」を「出席した教育長、委員並びに教育委員会事務局及び教育機関の職員等」に改め、同条第三号を次のように改める。

三 オンライン会議の方法により会議に出席した教育長及び委員がいる場合にあつては、当該出席の方法

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

改正案	現行
<p>(会議への出席)</p> <p>第五条 委員は、前条第一項の規定により通知された場所及び日時に参集しなければならない。</p> <p>2 委員は、招集に応ずることができないときは、<u>会議開会までに、その事由を具して教育長に届け出なければならない。</u></p>	<p>(新設)</p> <p>第五条 委員は、前条第一項の規定により通知された場所及び日時に参集しなければならない。</p> <p>2 委員は、招集に応ずることができないときは、<u>その事由を具して会議開会までに 教育長に届け出なければならない。</u></p>
<p>(オンライン会議の方法による会議への出席)</p> <p>第五条の二 <u>教育長及び委員は、災害その他の理由により第四条第一項の会議開催の場所に参集することが困難である場合その他教育長が必要であると認める場合には、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンライン会議の方法」という。）により会議に出席することができる。</u></p> <p>2 <u>教育長及び委員は、前項の規定によりオンライン会議の方法による出席を希望するときは、あらかじめ、その事由を具して教育長に届け出なければならない。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>(発言)</p> <p>第十条 委員が動議を提出し、又は議事について発言しようとするときは、<u>教育長の許可を得て行わなければならない。</u>出席（オンライン会議の方法による出席を含む。）を求められた教育委員会事務局及び教育機関の職員等が発言しようとする場合もまた同様とする。</p>	<p>(発言)</p> <p>第十条 委員が動議を提出し、又は議事について発言しようとするときは、<u>教育長の許可を得て行わなければならない。</u>出席を求められた教育委員会事務局及び教育機関の職員等が発言しようとする場合もまた同様とする。</p>
<p>第十四条 教育長は、順次各委員の賛否を求めて採決する。<u>この場合において、第五条の二第一項の規定によりオンライン会議の方法により出席する教育長及び委員は、教育長が指定する議題及び議事を除き、採決に加わることができる。</u></p> <p>2 教育長は必要であると認めるときは、<u>会議に諮つて記名又は無記名投票によつて採決することができる。</u></p>	<p>第十四条 教育長は、順次各委員の賛否を求めて採決する。</p> <p>2 教育長は必要であると認めるときは、<u>会議に諮つて記名又は無記名投票によつて採決することができる。</u></p>
<p>第十五条 修正案は、<u>原案に先立つて可否を決する。</u></p> <p>2 修正案が複数あるときは、<u>原案に最も遠いものから順次採決する。</u></p> <p>3 <u>全ての修正案が否決されたときは、原案について採決する。</u></p>	<p>第十五条 修正案は、<u>原案にさきだつて可否を決する。</u></p> <p>2 修正案が複数あるときは、<u>原案に最も遠いものから順次採決する。</u></p> <p>3 <u>すべての修正案が否決されたときは、原案について採決する。</u></p>
<p>第十九条 会議録は、<u>教育長がこれを作成する。</u></p> <p>2 <u>会議録には、出席者のうちから教育長が指名する者が署名しなければならない。</u></p>	<p>第十九条 会議録は、<u>教育長がこれを作成する。</u></p> <p>2 <u>会議録には、出席者が署名しなければならない。</u></p>

第二十条 会議録には、左に掲げる事項を記載しなければならぬ。

- 一 開会及び閉会に関する事項
- 二 出席した教育長、委員並びに教育委員会事務局及び教育機関の職員等の氏名
- 三 オンライン会議の方法により会議に出席した教育長及び委員がいる場合にあつては、当該出席の方法
- 四 教育長等の報告の要旨
- 五 議題及び議事の大要
- 六 議題となつた動議を提出した者の氏名
- 七 質問又は討論をした者の氏名及びその要旨
- 八 議決事項
- 九 その他教育長又は会議において必要と認めた事項

第二十条 会議録には、左に掲げる事項を記載しなければならぬ。

- 一 開会及び閉会に関する事項
- 二 出席者の氏名
- 三 教育長、委員及び傍聴人を除くほか、議場に出席した者の氏名
- 四 教育長等の報告の要旨
- 五 議題及び議事の大要
- 六 議題となつた動議を提出した者の氏名
- 七 質問又は討論をした者の氏名及びその要旨
- 八 議決事項
- 九 その他教育長又は会議において必要と認めた事項